

育児休業（産後休暇）復職誓約書

浦安市長 様

私は、現在下記事業所において育児休業（産後休暇）を取得中ですが、各期限までに下記事業所に復職することを誓約します。

①すでに在園中の児童がいる方

育児休業を取得後、復職します （認定事由：就労→出産→育児休業→就労）

下記事項を確認のうえ、提出した就労証明書に記載されている就労状況（就労時間）のとおり育児休業を取得し、復職後、すみやかに就労証明書を提出することを誓約します。

育児休業期間終了後（育休対象児童が2歳になる月末まで）に復職せず、就労証明書を提出しない場合、あるいは上記就労証明書に記載されている事業所・就労時間と異なる状況で就労を開始した場合、保育所等を退園することに同意します。また、保育の利用解除をされても異議を申し立てません。

出産日の翌日から57日目に復職します （認定事由：就労→出産→就労）

下記事項を確認のうえ、提出した就労証明書に記載されている就労状況（就労時間）のとおり産後休暇（出産日の翌日から56日間）を取得し、復職後、すみやかに就労証明書を提出することを誓約します。

産後休暇終了後（出産日の翌日から57日目）に復職せず、就労証明書を提出しない場合、あるいは上記就労証明書に記載されている事業所・就労時間とは異なる状況で就労を開始した場合、保育所等を退園することに同意します。また、保育の利用解除をされても異議を申し立てません。

②新規に保育所等を申請する方

保育所等の利用が決定した場合、復職します （認定事由：就労）

下記事項を確認のうえ、提出した就労証明書に記載されている就労状況（就労時間）に基づき利用調整することに同意し、利用開始後、すみやかに復職後の就労証明書を提出することを誓約します。

保育所等の利用開始後、利用開始月の月末までに復職せず、就労証明書を提出しない場合、あるいは上記就労証明書に記載されている事業所・就労時間とは異なる状況で就労を開始した場合、保育の利用解除（利用開始前に下記事業所への復職をしないことがわかった場合は内定取消）をされても異議を申し立てません。

| | | | | |
|------------|----------|--|------|--|
| 誓約書記入日 | 令和 年 月 日 | | | |
| 在園児童 | 氏名 | | 生年月日 | |
| | 氏名 | | 生年月日 | |
| 保護者氏名（自署） | (父) | | (母) | |
| 復職する事業所名称 | | | | |
| 復職する事業所所在地 | | | | |

育児休業（産後休暇）復職に当たっての確認事項

- ・復職先は、育児休業を取得している事業所と同じ会社とします。ただし、部署・派遣先の変更は構いません。育児休業取得中の就労証明書に基づき行った利用調整で利用が内定した場合には、休業中の事業所を退職し新しい事業所に就職しても保育の利用解除および内定取消となります
- ・新規に保育所等を申請する方で、4月に利用開始の場合、4月29日までが育児休業、4月30日が育児休業復職期限となります。
- ・利用開始前に上記事業所への復職をしないことがわかった場合は、内定取消となります。なお、この場合には、利用調整基準点数調整表25内定の辞退に該当するため、その後の利用調整においてマイナス10点となります。
- ・育児休業復職後に育児短時間勤務を取得する場合は、復職後の就労証明書にその取得状況が記載されているものを提出してください。
- ・利用調整申請後に育児休業を延長するなど就労状況に変更が生じた場合には、変更後の育児休業期間などが記載された就労証明書を追加提出してください。

※以下、利用内定施設記入欄

| | | | |
|----------|----------|-------|----------|
| 復職（予定）日 | 内定面接日 | 面接担当者 | 復職済就証提出日 |
| 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | | |